1 議案名

博物館の登録に関する規則の全部改正について

2 提案理由

博物館法の一部改正により、教育委員会が行う博物館の登録の審査の手続が見直されたことに伴い、博物館の登録等に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備合理化を図るため、博物館の登録に関する規則(昭和34年徳島県教育委員会規則第7号)の全部を改正する必要がある。

生涯学習課

博物館の登録に関する規則の全部改正について

生涯学習課

1 博物館法(昭和26年法律第285号)の一部改正の背景

博物館法は、博物館を「資料の収集・保管、展示・教育普及及び調査・研究」を行う「社会教育施設」として位置づけ、全ての国民に貴重な実物に触れる機会を提供し、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与してきた。

一方, 法の制定から約70年が経過し, 博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で, 地域の活力向上のため, 文化振興や文化観光の推進などを担う「文化施設」としての在り方も求められるようになった。

このような背景から、令和4年4月、博物館法の一部が改正され、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館がその求められる役割を果たしていくための規定の整備が行われた(令和5年4月1日施行)。

2 規則改正の理由

1のとおり博物館法の一部改正により、教育委員会が行う博物館の登録の審査の手続が見直されたことに伴い、博物館の登録に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備合理化を図るため、博物館の登録に関する規則(昭和34年徳島県教育委員会規則第7号)の全部を改正する必要がある。

3 規則改正の概要

- (1) 博物館の登録の審査等に関する規定及び様式を定めることとする。
- (2) 博物館法の一部改正を踏まえ、規定の整備合理化を図るため、博物館の登録に関する規則の全部を改正することとする。

4 施行期日(等)

令和5年4月1日(博物館法の一部改正の施行日)

博物館法施行規則の一部を改正する省令(令和五年文部科学省令第二号)博物館法の一部を改正する法律(令和四年法律第二十四号)関係法規	予算上の措置	三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。とした。 とした。 規定の整備合理化を図るため、博物館の登録に関する規則の全部を改正すること一 博物館の登録の審査等に関する規定及び様式を定めることとした。 あらまし	理化を図るため、博物館の登録に関する規則の全部を改正する必要がある。れたこと等に伴い、博物館の登録に関し必要な事項を定めるとともに、規定博物館法の一部が改正され、教育委員会が行う博物館の登録の審査の手続制定理由	三 一 四電話番号	森 倫	博物館の登録に関する規則 生涯 学習 選 名	
		止すること	ある。 、規定の整備合の手続が見直さ	六	宏	課	

徳島県教育委員会規則第

博物館の登録に関する規則を次のように定める。

令和五

徳島県教育委員会教育長 榊

博物館 \bigcirc 登録に関する規則

する。 博物館の登録 に関する規則 (昭和三十四年徳島県教育委員会規則第七号) の全部を改正

(目的)

第一条)第二十二条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とす:一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。 る。

(登録の申請)

第二条 法第十二条第一項の登録申請書は、 様式第一号によるものとする。

(登録の審査)

第三条 容を審査するものとする。 当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査により、当該、徳島県教育委員会は、法第十二条の規定による博物館の登録の申請があ 申請 ったとき 内

(博物館登録原簿)

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、 様式第二号によるものとする。

(変更の届出)

第五条 号)により行わなければならない。 法第十五条第 一項の規定による変更の 温出 は、 博物館登録事項変更届 (様式第三

(運営状況の定期報告)

第六条 報告書(様式第四号)により行わなければならない。 六条 法第十六条の規定による報告は、毎事業年度終了後三月以内 に、 博物館運営状況

(廃止の届出)

二十日以内に、博物館廃止届(様式第五号)により行わなければならない。 第七条 法第二十条第一項の規定による廃止の届出は、博物館を廃止した日から起算し 7

(雑則)

第八条 この規則に定めるもの \mathcal{O} ほ か、 博物館 の登録 に関 必要な事項は、 徳島県教育委

則

(施行期日)

1 この規則は、 令 和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 ないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。第二百八十五号)第十三条第一項又は第十五条第一項の規定により届け出 律第二十四号。以下「改正法」という。)による改正前の博物館法(昭和この規則の施行前に発生した事項につき博物館法の一部を改正する法律 第十五条第一項の規定により届け出なければなら) による改正前の博物館法(昭和二十六年法律 (令和四年法
- 3 正 法附則第二条第四項の規定により改正法による改正後 \mathcal{O} 博物館法第十一 条 \mathcal{O} 登録

博物館登録申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者 住 所名 称代表者氏名

次のとおり博物館の登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により、関係書類を 添えて申請します。

- 1 博物館の名称及び所在地
- 2 特記事項

博物館登録原簿

		名	称						
設置者		住	所						
	-	名	称						
博物館	Ħ	所	在地						
備	夸								
登 録	番	号		登録 年月日			年	月	日
	変更多	年月日	3						
	変更	事由	∃	 	 	. = = = =			
変更	変更多	年月日	3						
登 録	変更	事由	∃	 	 				
	変更生	年月 E	3		 				
	変更	事由	∃						

博物館登録事項変更届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者 住 所 名 称 代表者氏名 登 録 番 号

次のとおり博物館法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したいので、 同法第15条第1項及び博物館の登録に関する規則第5条の規定により、関係書類を添 えて届け出ます。

	設置者の名称:	変更前	
	双 直 目 の 泊	変更後	
変	設置者の住所	変更前	
更	改 直 名 切 压 ///	変更後	
事	博物館の名称	変更前	
項	時初 貼 07 名 你	変更後	
	博物館の所在地	変更前	
	守 1/0 日	変更後	
変更予定年月日			
変	更する理由		

博物館運営状況報告書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者 住 所名 称代表者氏名

博物館法第16条及び博物館の登録に関する規則第6条の規定により、博物館の運営の状況について、関係書類を添えて報告します。

博物館廃止届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者 住 所名 称代表者氏名

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項及び博物館の登録に関する規則第7条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 博物館の名称及び所在地
- 2 登録番号
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後の処置

第六条 第五条 第四条 第三条 第二条 第七条 第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二 (削除) (削除) ■ 館廃止届(様式第五号)により行わなければならない 博物館登録事項変更届 二号によるものとする。 当該申請の内容を審査するものとする。 書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査により、 とを目的とする。 に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるこ 百八十五号。 博物館を廃止した日から起算して二十日以内に、博物 ればならない 博物館の登録の申請があったときは、 了後三月以内に、博物館運営状況報告書(様式第四号 によるものとする。 (目的) (登録 (廃止の届出 (運営状況の定期報告) (変更の届出 (博物館登録原簿) (登録の申請) により行わなければならない 法第十二条第一項の登録申請書は、 法第十四条第一項の博物館登録原簿は 法第十六条の規定による報告は、 法第十五条第一項の規定による変更の届出は 徳島県教育委員会は、 法第二十条第一項の規定による廃止の届出は、 の審査) 以下「法」という。)第二十二条の規定 改 (様式第三号) により行わなけ 正 法第十二条の規定による 案 当該申請に係る 毎事業年度終 様式第一号 様式第 第五条 第四条 第六条 第三条 第二条 2 第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二 (新設) (新設) する。 しなけ 審査並びに実地調査によるのほか、 式は、別記第一号のとおりとする。 百八十五号。以下「法」という。)第十六条 更届け出の様式は 経験者の意見を徴するものとする。 料の目録の様式は、 け出の様式は、 に規定するもののほか とを目的とする。 に基き 、博物館の登録に関し必要な事項を定めるこ (目的) (登録要件の審査) (登録申請書等の様式及び添付書類) (廃止の届け出) (登録事項等の変更届け出) 前項の届け出は、変更のあつた日から二十日以内に 前項の申請書に添付する書類は、 (登録原簿の様式) 「委員会」という。 学芸員の履歴書 直接博物館の用に供する土地及び建物の写真 法第十三条第一項の規定による登録事項等の変 法第十五条第 法第十二条に規定する登録要件の審査は、 法第十一条に規定する登録申請書及び博物館資 法第十条の規定により、徳島県教育委員会(以 ればならない 別記第五号のとおりとする 現 別記第四号のとおりとする。 別記第二号及び第三号のとおりと 項の規定による博物館の廃止届 に備える博物館登録原簿の様 次のとおりとする。 行 法第十一条第二項 必要に応じ の規定 書面 学識

第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に (削除) (削除) 関し必要な事項は、徳島県教育委員会が別に定める。 (雑則) 第七条 2 前項の告示は、徳島県報に登載して行なうものとす (新 設) る。 ければならない の都度これを告示するものとする。 (登録等の告示) 前項の届け出は、 登録を取消したとき。 登録の内容に重要な変更のあつたとき。 登録原簿に登録したとき。 博物館を廃止したとき。 委員会は、 次の各号の一に該当するときは、 廃止した日から二十日以内にしな

(改正案)

様式第1号(第2条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

 設置者
 住
 所

 名
 称

 代表者氏名

次のとおり博物館の登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により、関係書類を 添えて申請します。

- 1 博物館の名称及び所在地
- **2** 特記事項

(現 行)

第二号



(改正案)

様式第2号(第4条関係)

博物館登録原簿

設 置 者	<u>∕.</u>	<u>名</u>	称						
双 臣 召		<u>住</u>	所						
+ii #/m 48	<u>+</u>	<u>名</u>	称						
博物館	<u> </u>	<u>所</u> :	在地						
備	<u>z.</u>								
登 録	番	号		<u>登</u> 録 年月日			年	月	日
	l	ı			l				
	変更生	F月 F	1						
	変更	事由	₫	 		 			
変 更	変更生	F月 F	1						
<u>登 録</u>	変更	事由	1						
	変更生	<u> </u>	1	 		 			
	変更	事由	<u> </u>						

(現 行)

<u>別記第一号</u>

相	在地	AL.	群及び住所 住所		車	
				香炒	月月	Œ
					ąı	
					Я	該
				新り	H 日年 月	D.
					36:	稌
					n	变更
				55	日年	*
				15	Я	£.
					#	蘇
					Э),	更更
					in.	57.1

(現 行)

<u>第三号</u>

		55U
	qs.	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	H	番 特 特 斯 日 解
H	II N TE	4,
		数量
館名 長名		NE
		IR.
		66
		26

博物館登録事項変更届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

 設置者
 住
 所

 名
 称

 代表者氏名

 登録番号

次のとおり博物館法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したいので、 同法第15条第1項及び博物館の登録に関する規則第5条の規定により、関係書類を添え て届け出ます。

	設置者の名称	変更前	
	改旦有の名外	変更後	
変	設置者の住所	変更前	
更	<u> </u>	変更後	
事	捕物館の夕称	変更前	
項	博物館の名称	変更後	
	神物館の記力地	変更前	
	博物館の所在地	変更後	
変	更予定年月日		
変	更する理由		

<u>第四号</u>



(改正案)

様式第4号(第6条関係)

博物館運営状況報告書

年 月 日

(新設)

(現 行)

徳島県教育委員会 殿

設置者住所名称代表者氏名

<u>博物館法第16条及び博物館の登録に関する規則第6条の規定により、博物館の運営の</u> <u>状況について、関係書類を添えて報告します。</u>

博物館廃止届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

 設置者
 住
 所

 名
 称

 代表者氏名

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項及び博物館の登録に関する 規則第7条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 博物館の名称及び所在地
- 2 登録番号
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後の処置

<u>第五号</u>

廃 廃 設置 廃 登 博 博 博物館法第十五条第 徳島県教育委員会殿 物 此 者 JE: ıĿ 録 館 O 後 名称 博物館廃止届 O の 0 及 番 所 理 月 UK 処 名 在 月 住 項 置 所 号 称 地 由 日 項 \mathcal{O} H 規定によりお届け 記 載

博物館法の一部改正の概要について

1 博物館法改正(R5.4.1 施行)の概要

- 〇 <u>博物館の増加、設置形態の多様化</u>、文化芸術基本法の改正など、博物館に 求められる役割が変化。博物館の適正な運営を確保するため、<u>法律の目的や事業、</u> 登録要件等が見直された。
- 〇 博物館が<u>「文化施設としての役割」</u>を持ち、関係団体と連携・協力し、 「地域の活力の向上に寄与」するよう務めることとされた。
- ◎ 法改正により、既存の「登録博物館」も、改めて審査・登録が必要となる。 ※都道府県教育委員会への登録が必要(5年間の経過措置あり)

【主な改正内容】

項目	改正前 -	→→ 改正後
①目的	社会教育法の精神	新文化芸術基本法の精神を追加
②博物館の 事業	·資料の収集·保管 ·展示·教育普及 ·調査研究	新 博物館資料の電磁的記録を作成·公開 新 関係機関との連携協力により文化観光など、 地域の活力向上への寄与 を追加
③博物館の 設置者	·地方公共団体 ·一般社団·財団	新 法人類型によらず登録可能に拡大 ※株式会社、学校法人等の設置する施設も可能
④登録要件 県教委へ申請	·博物館資料 ·学芸員·職員 ·建物·土地 ·開館 150 日以上	「活動内容の質」等に関する基準を追加 新 設置者の経済的基礎、社会的信望 新 資料の収集・保管・展示・調査研究の体制 新 事業を行うふさわしい施設設備
<u>⑤登録審査</u> 県教委が実施	上記登録要件	新 登録は学識経験者の意見を聴くこと 新 県教育委員会へ <u>運営状況を定期的に報告</u>

2 本県の博物館の状況(R4)

区分	施設名				
登録博物館(8) ・開館 150 日以上 ・館長・学芸員必置 ・設置:自治体、財団法人等 ※税制優遇あり	·県立博物館 ·県立鳥居龍蔵記念博物館 ·県立近代美術館 ·徳島市立徳島城博物館 ·徳島市立考古資料館 ·松茂町歴史民俗資料館·人形浄理 ·大塚国際美術館 ·公益社団法人三木文庫	昭和35年 平成22年 平成 5年 平成 7年 平成19年 留璃芝居史料館 平成 6年 平成 6年 平成26年			
博物館相当施設(3) ・開館 100 日以上 ・学芸員相当職員必置 ・設置:制限なし ※税制優遇なし 博物館類似施設(39) ・法律上位置づけなし	・とくしま動物園 ・阿波和紙伝統産業会館 ・美波町日和佐うみがめ博物館 ※改正後「博物館相当施設」→「 ・県立文書館 ・県立文学書道館 ・県立阿波十郎兵衛屋敷 ほか	博物館 <u>指定</u> 施設」			